平成２９年（フ）第２６９号
奈良県宇陀市榛原高萩台78番地（1204号）
債務者　枡田　茂樹
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
奈良県香芝市磯壁３丁目94番地１　ベルドミール香芝60Ａ
債務者　丸口　由美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８９８号
広島県東広島市八本松飯田６丁目21番９号八宝荘103号
債務者　中川あゆみ（旧姓川嶋）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９９号
広島県東広島市八本松飯田６丁目21番９号八宝荘103号
債務者　中川友里愛
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１２号
広島市南区仁保新町１丁目９番38―104号
債務者　由利　庄悟
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９６号
愛媛県松山市久万ノ台489番地
債務者　生峰　宏美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
高知県室戸市浮津201番地
債務者　藤原　順子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成３０年（フ）第１号
福岡県小郡市三国が丘３丁目７番地　グリーンヒルズ三国が丘110号
債務者　宮入　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３６０号
宮崎県西都市妻町１丁目10番地
債務者　縫部由美子（旧姓永友）
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４号
宮崎県都城市美川町1713番地26
債務者　佐藤美津子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第９５号
石川県加賀市若葉台138番地
債務者　藤田　庸生
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１４０号
島根県安来市伯太町東母里1371番地
債務者　坂口　健二
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
松江市島根町大芦288番地
債務者　足立鉄男こと　金　　鉄男
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０８号
広島県呉市広大新開３丁目６番67―201号
債務者　岩﨑美江子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第５号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－３－６
債務者　野地めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
神戸市西区枝吉１丁目58番地　106号、営業所の住所兵庫県明石市鍛治屋町１－６－１Ｓ１号
債務者　ＩＺＡＫＡＹＡハチヤこと　山邊　伸二
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
神戸市西区伊川谷町潤和951番地の２
債務者　竹本　鉄太
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係